

# 農林漁業体験民宿業者登録実施事務規程

平成 17 年 12 月 1 日制定

最終改正：平成 30 年 6 月 12 日

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 4 6 号。以下「法」という。）第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、農林漁業体験民宿業者から営業を行おうとする旨の申出に係る一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構（以下「機構」という。）の登録の手続きを定めることにより、登録業務の円滑な推進を図ることを目的とする。

(登録実施事務を行う時間)

第 2 条 登録実施事務を行う時間は、午前 9 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）までとする。

(休日)

第 3 条 休日は次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日
- 三 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(事務所)

第 4 条 登録実施事務を行う事務所の所在地は次のとおりとする。

東京都千代田区神田東松下町 45 番地

(登録申請書の管理及び保存)

第 5 条 登録申請書は常備保存することとし、かつ電子データベースで適正に管理及び保存を行う。

(帳簿、書類等の管理)

第 6 条 登録実施事務に関する帳簿、書類等は適切に管理することとする。

## 第 2 章 登録申出及び登録手数料

(登録申出)

第 7 条 農林漁業体験民宿業者は、機構に登録の申出をするときは、別記様式第 1 号による登録申出書に次に掲げる許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類を添付の上、申出する。

- 一 旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 3 条第 1 項の許可又は住宅宿泊次牛法施行規則（平成 2 9 年厚生労働省令・国土交通省令第 2 号）第 4 条第 7 項に規定する届出番号の通知
- 二 食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 5 2 条第 1 項の許可（ただし、食事の提供を行う場合に限る。）
- 三 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 9 号）第 3 条第 1 項の登録（ただし、船舶により漁ろう等の体験を行う場合に限る。）

(登録等)

第8条 機構は、登録の申出を受けたときは、法及び農山漁村滞在型余暇活動の基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第23号。以下「規則」という。）で定める事項を審査の上、登録業務を行う。

2 機構は、登録状況について4半期毎に第14条に定める登録推進委員会及び農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課に報告する。

3 機構は、登録することを決定したとき又は拒否することを決定したときは、農林漁業体験民宿業者ごとに、規則第26条第2項各号に規定する事項を別記様式第2号の登録簿に登録する。

4 機構は、登録簿に登録したときは、遅滞なく当該登録した者（以下「登録営業者」という。）に対し、次に掲げる事項を記載した別記様式第3号による登録証を交付する。なお、この時に登録免許税の支払いに関する周知も合わせて行う。

一 登録年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 宿泊施設の名称及び所在地

5 機構は、審査の結果、登録簿に登録しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その登録申出者に対し、別記様式第4号により文書をもって通知する。

(登録手数料・年会費)

第9条 農林漁業体験民宿業者は、以下の定める額の登録手数料及び年会費を理事長の定める口座に納付するものとする。

一 登録手数料については、登録申出時に2千円

二 利用料（年会費）については、機構が提供するサービスに応じ、理事長が別に定める額

### 第3章 登録に関する調査

(調査)

第10条 機構は、次に掲げる事項に関し職員（以下「調査員」という。）に調査を行わせることができる。

一 登録申出書及び添付書類の記載事項

二 登録申出者の営業実施状況

三 法及び規則の遵守状況

四 その他理事長が特に必要と認める事項

第11条 調査員が調査を行うときは、理事長が別に定める調査取扱要領に基づき、調査を実施する。

第12条 調査員が調査を行うときは、当該調査員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者の求めがあるときは、当該証明書を提示する。

(調査の報告)

第13条 調査を実施した調査員は、その結果を取りまとめの上、理事長に報告する。

## 第4章 登録に関する委員会

(登録推進委員会)

第14条 機構は、登録営業者の普及及び拡大を図るため、登録推進委員会を設置する。

(登録推進委員会の業務)

第15条 登録推進委員会は、機構の登録営業者の普及及び拡大の基本方針に関する業務を行う。

(登録推進委員の任命)

第16条 委員は7人以内とし、次に掲げる者のうちから理事長が委嘱する。

- 一 農林漁業体験民宿業に関し専門的知識を有する者
- 二 農業一般に関し専門的知識を有する者
- 三 林業一般に関し専門的知識を有する者
- 四 漁業一般に関し専門的知識を有する者
- 五 その他理事長が特に必要と認める者

(登録推進委員の任期)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(登録推進委員会の開催)

第18条 登録推進委員会は、年1回を基本として理事長が招集する。ただし、理事長が必要と判断した場合は随時開催できるものとする。

## 第5章 登録に関する変更及び取消し

(変更の届出等)

第19条 登録営業者は、次に掲げる事項に変更があったときは、その旨を機構に別記様式第5号により届け出る。

- 一 氏名、住所及び職業（法人にあつては、名称又は商号、代表者の氏名及び住所、主たる事務所の所在地並びに事業の内容）
- 二 宿泊施設の名称及び所在地
- 三 提供しようとする農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の内容

2 登録営業者は、当該登録に係る営業を廃止したときは、その旨を機構に別記様式第6号により届け出る。

3 登録営業者は、第1項各号に掲げる事項に変更があったとき又は前項の営業を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を届け出る。

(変更等)

第20条 第8条第2項から第5項までの規定は、前条に規定する変更又は廃止について準用する。

2 機構は、変更又は廃止の状況について、4半期毎に第14条に定める登録推進委員会及び農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課に報告する。

(改善指導)

第21条 機構は、登録営業者が次条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、登録営業者に対し、その改善につき指導する。

(登録の取消し)

第22条 機構は、登録営業者が、規則第18条各号のいずれかの規定に該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- 2 機構は、登録を取り消そうとするときは、当該登録営業者に十分な弁明の機会を与える。
- 3 機構は、登録を取り消したときは、遅滞なく当該登録業者に対し、別記様式第7号により通知するとともに、その旨を公告する。

附 則

(施行期日)

第1条 この農林漁業体験民宿業者登録実施事務規程は平成17年12月1日から適用する。

(農林漁業体験民宿業者登録規程の廃止)

第2条 平成13年4月20日制定の農林漁業体験民宿業者登録規程は廃止する。

附 則

この規定は、平成22年9月17日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年6月12日から施行する。